議案第38号

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例(平成9年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表富士見団地の項から東富士見団地の項までを削り、同表中平野団地の項中「狭山市入間川1465番地2」を「狭山市入間川1465番地の2」に改め、同表南柏団地の項中「狭山市柏原2877番地の1」に改め、同表上ノ原団地の項中「狭山市大字上広瀬1345番地1」を「狭山市大字上広瀬1345番地1」を「狭山市大字上広瀬1345番地の1」に改め、同表上河内団地の項中「狭山市柏原2778番地4」を「狭山市柏原2778番地の4」に改め、同表柏団地の項中「狭山市柏原99番地2ほか」を「狭山市柏原99番地の2ほか」に改め、同表狭山台さくら野団地の項中「狭山市狭山台1丁目29番地の1」に改め、同表柏原団地の項中「狭山市柏原692番地15」を「狭山市柏原692番地の15」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年8月31日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

富士見団地、月見野団地、旭団地及び東富士見団地の用途廃止に伴い、所要の改正 をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。